



2 労働契約と労働条件

しゅうしょく まえ ろうどうけいやく ろうどうじょうけん じぶん かくにん たいせつ
就職をする前に労働契約や労働条件について、自分で確認することが大切です。

2-1 労働契約

(1) 労働契約とは

ろうどうけいやく ろうどうじょうけん はたら じょうけん やと ぬし か けいやく こよう
労働契約とは、労働条件(働くための条件)について、あなたと雇い主が交わす契約のことで、雇用
けいやく むす やと ぬし ちんぎん きゅうりよう ろうどうじかん ろうどうじょうけん めいき けいやく しよめん ろうどう
契約を結ぶときに、雇い主は、賃金(給料)、労働時間などの労働条件を明記した契約の書面(労働
じょうけんつうちしよ にほん こようじじょう さんしやう こうふ
条件通知書 1-1(1)日本の雇用事情 参照)を交付することになっています。

たとえば、給料の金額を書面ではなく、口約束で決めたので、後で条件どおりに支払われなかった場合
しよこ けいやく ないよう くわ ろうどうじょうけん と
に証拠がないためトラブルになってしまうことがあります。契約の内容はできるだけ詳しく、労働条件に取り
い
入れておきましょう。

けいやくしょ にほんご か ばあい ぼくご ほんやく かなら ないよう かくにん
契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなどして、必ず内容を確認してくださ
い。

(2) 書面に記載しなければならない労働条件

しよめん きさい ろうどうじょうけん
書面に記載しなければいけない労働条件は下記のとおりです。

ろうどうけいやく きかん
・労働契約の期間

しごと ばしよ しごと ないよう
・仕事をする場所、仕事の内容

しぎょうじこく しゅうぎょうじこく き ろうどうじかん こ ろうどう うむ きゅうけいじかん きゅうじつ きゅうか
・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など

きゅうりよう けつてい けいさん しはら ほうほう し き しはら じき しょうきゅう かん
・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期、また昇給に関すること

たいしよく かん
・退職に関すること

かいしゃ ろうどうじょうけん ふくむ きてい さだ しゅうぎょうきそく かいしゃ ばあい ないよう かくにん
会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認す
ひつよう
ることが必要です。